

第七回 参議院農林委員会會議録第二十九号

(五〇三)

昭和二十五年四月二十日(木曜日)午後二時四十八分開会

本日の会議に付した事件

○米国対日援助見返資金に関する件

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠見義男君) それでは只今から委員会を開会いたします。

最初に見返資金の問題で、かねて北村さんから質問を留保されておりましたので、経済安定本部から西村政務次官がお見えになっておりますので、この際に北村さんから御質問をお願いいたします。

○北村一男君 見返資金を土地改良の非補助事業に融資されるということは昨年来の公約でございまして、とうとうどういふわけか昨年二十四年度は融資を見なかつたために、非常に事業団体は困難をいたしておるのであります。二十五年度の第一・四半期の第一次融資分を見ても、土地改良に対する見返資金の融資は計上されておられません。そのために私共の特に新潟県のように大きな事業をやつておる地方は非常に疲弊いたしましたので、全国的にその緊き資金と申しまするか、当座の資金を借りるために、農協に融資を仰いでおる額が十三億を超えておるというように承つておりますので、見返資金の融資がないということは単にこれだけに止まりませんで、農協の金融に非常な圧迫を與えているということでは周知の事実であると思うのであります。

○政府委員(西村久之君) 御質疑の趣旨は御尤もと存じます。二十四年度の見返資金の配分につきまして、農協関係に対しては政府で考えました配分案は、御承知の通り土地の改良事業費に十九億と、キューリングの設備資金といたしまして五億、外に小水力施設と申しますか、発電施設に一億、合

計二十五億を大体配分計画に乗せまして折衝を重ねたのであります。その後におきまして、二十四年度のその関係から出て参ります書類が非常に遅れて参りまして、年度内に実は間に合いませんのであります。従いまして年度内に申した書類を関係方面に送り込みまして審査をお願いいたします。そのものが、実は非常に小さい額になつております。キューリングの設備資金といたしまして九千五百万円、小水力の発電に関する費用が五千二百万円、土地改良に関するものが三千四百万、二千九百万、実はかように相成つているのであります。それだけが実は申請の額であるのであります。それでこれだけの融資を願うように努力をいたしたのでありますけれども、結局二十四年度中におきましては皆申請いたしました額のものの、キューリングの設備資金に七千万円を出しているというのに外ならぬのであります。誠に御質疑の通りに、こういうふうな事情では農村も甚だお困りであろうというところは政府も重々察しておりますので、努力はいたしておりますけれども、そういうふうな事情に相成つてい

ます。打診の模様から察しますと、今御質疑になりました農業方面に對する見返資金の枠は希望が甚だ薄いような感じを持つてゐるのであります。それで困りますので、金額は少うなりまして農業方面に對する見返資金の投融資をお願いするために政府は努力いたしております。今お読みになりました関係の枠はまだ未決定でありまして、四百億の枠を如何に配分して有効に使うかということの明細はまだ今進行途上でありまして、ここで申上げる段階に入つておりませんが、予算で御承知の通り私企業方面に對する通貨額が御案内の通り四百億であります。四百億の枠の内部で配分をいたしますと、二十四年度から継続いたしました参つております電源の開発事業費と船舶の建造設備資金に大体重点を置いて配分をしなければ、継続事業の関係等が伴いますので、その他に新しい方面にそれを置いて配分するということは非常に困難なる事情にありますので、大体それに重点を置いて、そうして安定本部の計画も立つておるわけでございます。この方面につきま

と、新規の關係のもては好ましくないので、意圖が強いのであります。尙ここで申上げてよろしいかどうか分りませんが、船舶電氣の繼續關係等を引き残りのものを外の方面に実は配分いたさなければならぬのであります。中小企業、或いは農業方面の融資の途

を考慮に入れますと五十億か五十二億の枠を取つて、そうして増資株の引受の見返資金でやりまして、債券発行をいたさせました金を農林中金なり、商工中金なり、その方面の企業に融資しようという枠を取つておるわけでありまして、こういうふうな金を差引きますと、中小企業、或いは農業方面に對する枠の金が頗る貧弱になつて参るのであります。政府といたしましていろいろ考慮を廻らしまして、現在四百億の範囲を四百六十四億に上げまして、実は配分の計画を立てて、その筋と折衝を実は重ねておるわけでありまして、四百六十四億と申しますその六十四億は、御案内の通り今申述べました融資額に該當いたします五十二億と、月一億を予定いたしました中小企業に對する融資の、抱合せ融資と申しますか、市中銀行が半分、見返資金で半分を出し、合せて三百万円以内の中小企業の方々に融資をして行こうという、見返資金の年間十二億の枠との合計が六十四億になるのでござい

ますが、その六十四億だけは予算に出ております四百億の枠外にして貰うという建前の下に、四百六十四億を基礎數字といたしまして配分案を立てて、現在折衝をいたしておるのであります。折衝の過程におきまして何とも申し上げにくいのであります。向うの考え方として二十四年度同様農業方面に對する融資の關係を、努力はいたしますけれども頗る望みが薄い關係にあることを御了承を願いたいと思ひます。

私は率直に成行をお話申上げて御了承を願うつもりでございます。

○北村一男君 只今の政務次官の御説明では、継続事業を主として融資の御計画をお立てになつておるようなお話でございますが、これは重ねて私申上げますが、決して中小商工業の融資をかれこれ申すのではございませんが、中小商工業に第一次融資に三億御計上になつたという事は、これは継続ではないと私は信じておりますが、そういう臨機の御措置が採れるものでありますれば、特に土地改良方面において、そういう御措置が採れんことはないと考えますが、何か農業に対して見返資金を御融資になるについて障害になる点が国内或いは関係方面にございしますならば、この際明かにしてお願いしたいと思ひます。

○政府委員(西村久之君) 北村委員の中小企業に対する融資の三億とお述べになりますその三億は、私分りかねるのでありますけれども、それは二十四年度において出ます金の三億というところをお指しになつておるのでございまいしうか。その点を一遍お尋ね申上げてからお答え申上げたいと存じます。

○北村一男君 それは二十五年度の第一・四半期の第一次分ではないかと私承知いたしております。

○政府委員(西村久之君) 今のお尋ねの三億と申しますのが、先程私が年間十二億と申上げました三億になるわけでございます。四期に分けての関係で、北村さんの御意見の通りに、第一・四半期三億、つまり四・四半期まで十二億、年間を通じて一ヶ月一億程度の中小企業の抱き合せの融資をしよう

という途が開かれておる関係の金に相成るのであります。これは二十五年度でございましたものであります。二十五年度の一月から三月までの間にすでに三億出て融資の途を開いておるのであります。地方銀行が半分出し、見返資金から半分出しまして、そして申請者の申請額は、三百万円以内の申請を土台といたしまして貸付をするということに相成つて、現在出ておるわけでありまして、それが継続して二十五年度は一年分十二億が出る、こういうことに相成つておるのでありますから、その点さう御了承を願ひます。同様にさういふうな扱い方が農業方面にできないものであるかというお話でございますが、今日実は農業方面にさういふうな扱い方の手続を採つてないのであります。中小企業の状態を考へて、さういふうな方面の中小企業に対する枠は軽少なからでございしますけれども、今日農業方面に対してさういふうな考え方の線と申しますからさういふうな考え方に相成つておらないと御了承を願ひたいと思ひます。

○北村一男君 繰返して申上げますが、非補助事業の土地改良に対しては、見返資金を以て金融措置を採るとのこと、農林省が公約されておるのではありませんが、さういふ措置をお探りにならんという事は、日本政府がお探りにならんのであります。お探りになつても、関係筋の承認を得ることができないと解してよろしうございしますか。その点を明かにして頂きます。

○政府委員(西村久之君) お答え申上げます。金融処置を採つてならないということ

とはないのであります。ただ金融処置を採りますについて、先程申し述べました農林中金の資本金を増資しました、その増資額を引受けました資本金の増に對する二十倍の債券発行を認めて貰ひまして、その債券の消化金額を以て農業方面の融資、或いは漁業方面の融資、中小企業方面の融資の資本に當てよう、さういふうな考え方を採つておるのであります。

○北村一男君 農林省の官房長にお尋ねしますが、私は昨年農林省でお考えになつておつたのは、さういふうな中金の増資などをお考えにならんで、見返資金から直ぐ融資なさるような御計画と承知いたしておりましたが、その点は如何ですか。

○政府委員(平川守君) 昨年度におきましては、只今御説明がありましたように、見返資金から直接に土地改良事業に對して十九億というものを融資するという計画を日本政府として立てたわけでありまして、これがさういふ具体的な手続、或いは関係方面との折衝の過程において容易に実現しなかつたというのが実情でございまして、政府といたしましては、直接の融資も共に図る、さういふ計画で昨年は進んで参つたわけでありまして。

○北村一男君 只今承れば、関係方面とも御折衝なさつたというふうな伺えらるのではありませんか、どうして農業に融資ができないのであるか、その点を先般から私は大蔵省にもお尋ねしておるのではありませんか、どうもはつきりいたしません、その経過について、差支ない限度においてお洩らし願ひたいと思ひます。

田中説明員が説明いたしますから、御了承願ひます。

○説明員(田中卓也君) 先程北村さんの方からさういふお話がございました二十五年度の第一・四半期の計画でございますが、第一・四半期に中小企業に三億という数字が挙つておりますのは、中小企業に對しましては、十五ヶ月予算として十五億、本年一月に司令部の了解を得まして実施することになりまして、従ひまして純粹の継続事業ではございせんけれども、包括的に御了承を頂いた金額の第一・四半期分といたしまして計上したわけでありまして、その外の第一・四半期の各事業は、すべて前年度に見返資金でやりましたものの継続事業であります。農業方面につきましての二十五年度の計画といたしましては、先程種々説明がありましたように、先ず農林中金の優先株を引受けまして、その債券発行によります資金で所要資金を賄うというふうな方向が一つと、尙土地改良その他につきましては金融並びに農林債券の発行の期限の関係もありまして、優先株の引受と同時に直接投資の方向を考へて行きたい、但し現在のところ二十五年度の総合的な事業計画につきましては、まだ十分結論を得ておりませんので、現在のところ差当り、どの業種だけ採上げて、それだけ優先してやるというふうなところまで行つておらない実情にございします。

○北村一男君 私は重ねてお尋ねいたすのであります。どうして昨年度直接に融資するというのができなかったのか、その故障のあつた点、できなかった点について、国内的若しくは関係筋の許可が得られなかつたという点を、御説明願ひたいということを重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(西村久之君) 私からお答え申上げますが、日本政府としては、先程申しました通り努力を凝らして参つたのであります。ところが幾分なから御承認を得ませんので、土地改良に對する見返資金の運用が許されてないような実情であるのであります。いろいろ向うの考え方では考え方があつたと存じます。いづれになりまして、土地改良事業に對する見返資金の融資は、余り好ましくないという考え方を持つておられるのであります。日本政府としては、極力必要を力説して参つておりますけれども、今日までそれを了承を願われないまだ段階にあるのであります。その内容につきましては、折衝の面に當りました者より詳しくお答え申上げることがいいのでないかと存じますので、速記をその際に止めて頂きます。お話を願うのがいいかと存じます。従ひまして今日は見えておらぬのであります。他の機会にその関係はお尋ねを願ひます。そして我々政府として、努力すべき点を、御注意の点があらましたら伺ひまして、御注意の点に副うて私共は微力の限りを盡したい、かように考へます。

○北村一男君 委員長にお尋ねいたしますが、これは頗る急ぎますのでして、若しお許しを頂ければ明日でもちよつと、僅か委員会の時間をお割き下さつて、一つ安本から御説明を頂くようにお取計り願ひたいと思ひます。

○委員長(梶見義男君) ええ。

○説明員(田中卓也君) 昨年度は、実は農業、水産業、その他の融資が非常に遅れてある面もございしますけれど

も、昨年度の政府の計画といたしましては、当初私企業投資約四百億を予定しておりました。その中融資の許可になりましては二百四十九億にがし、二百五十億若干切れる程度の融資の許可がありました。従いまして昨年度政府計画と、実際の融資額は、農林、漁業においては非常に大きな金額の開きがありましたけれども、これは各業種におきまして、そういう面は非常に沢山ございまして、例えば石炭も当初計画は八十七億にございまして、たけれども、実際の融資の許可になつておりますのは、その半分程度というふうに変つて来ておりました。特に農林、漁業の方では申請書の出ます時期が非常に遅れまして、大体三月以降申請書が司令部の方へ行つております。そういう関係もございまして、大体当初計画しておりました四百の私企業投資の計画が二百五十億程度になりまして、関係で申請書の早く出たものから採上げられて、最後に非常にその二百五十億という民間私企業投資の枠の関係からも割つて来たような事情でございまして、農林、漁業には絶対に融資しないというふうなことでございまして、時期的なずれと、それから当初計画が大体半分近くに減つてくるのだという二点から、昨年度は実現に至りなかつたという事情かと存じております。

ました通り、土地改良事業に対する見返資金の運用は好ましくないという意見、他の係官を呼びまして、恐らくその関係ははつきりならないであろうと存するのであります。向うがどういふ考え方をしておるか、そういうふうな意見で突つ張つておるわけでありまして、さういふ御了承を願います。

○北村一男君 日本政府としましては、いろいろ御努力なさつたのであります。今御説明になりましたように、融資の割当額が減つて来たというので、書類の提出が遅れて間に合わないかつたということとはよく分りました。そこで今後政府としては、関係筋の意向が余り土地改良に対する融資は好ましくないという一応のお見通しをお付けになつたわけなんです。そのまゝそれを了承されて、土地改良に対する融資は、やつてもどうも見込がないということ、手をお放しになるのか。それと、これは日本農業から見ても、非常に必要なことであるという見地から、関係筋の了解を得ることに努力されて、でき得る限り早く融資の実現するように御努力下さいませうか。

○政府委員(西村久之君) 御意見の通り、土地改良事業に對しましては見返資金の運用を願うということが適切であるということ、政府は考へておりますので、四百億の配分の中にも先程申します通り、数字、金額そのものも少額になつて参るのでありますけれども、少額の範囲内において、許される限りの金額を枠内に嵌めまして、その数字で折衝する心構えであることを御了承願ひたいと思ひます。

によつて、土地改良費には、私の知つての範囲内においては十七億圓ぐらゐの資金を運用するというような話であるのであります。只今までの話によると、困難だということでありまして、十七億圓ぐらゐの金額を運用するといふことはできないような状態であるかどうか。この点を重ねてお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(西村久之君) 先程から度度申上げた通り、十七億が二十億でも、枠の範囲が、許されます最高限度の枠を関係方面と折衝しまして、御希望に副うように政府としては努力する所存であるのであります。ただ、金額はここで未決定の状態にありますが、何程を計上して先方と歩き合ひができるかといふことを申上げる段階に入つておらないのであります。悪しからず御了承を願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 昭和二十五年年度の政府の予算を拜見して見ますと、土地改良事業費として八十五億圓、耕地災害復旧の経費として七十二億圓、合計百五十七億圓を計上してあるものであります。併しこれに對しては、地元負担金が七十七億圓あるものであります。この七十七億圓は資金の融通をしないで済ませないものであります。予算委員会において大蔵大臣に質問したところによれば、七十七億圓の融資について、は考へ中であるから是非出さうな方法を採りたい、こういうふうな答弁であつたのであります。如何なる資金から七十七億圓の地元負担金を出される考であるか、お尋ねしたいと思ふのであります。

する関係のお尋ねでないかと思ふのであります。これは見返資金と関係とを異にいたしましたのであります。公共事業費関係の予算を、今お述べになりました八十五億圓が、今お述べになりました関係の事はやつて行くのであります。その地方負担の関係は、地方起債の三百七十億程度予定しております。起債の枠の中から、地方起債を認めまして、事業計画の遂行を図つて行く所存なのであります。

○藤野繁雄君 昭和二十五年年度の最初見返資金の農林方面に融通される予定計画の金額の十九億の金が、昭和二十四年度で全く融資ができなかつたといふことは、これはいろいろの事情もあると考へますが、事務手続が余りにも煩雜である結果じゃないかと思ふのであります。従つて将来において何とか融資の方面については事務の簡素化を図らなければならぬといふ考へるのであります。事務の簡素化について考へ中であつたれば如何なる方法によつて事務の簡素化を図るか、この事務簡素化について御説明をお聴きたいのであります。

○政府委員(西村久之君) 藤野さんにお答え申し上げます。事務の簡素化といふことよりも、向うさんから示されております雛形書類、或いは資料等が非常に複雑に相成つておるのであります。それを完備するのに日時を要するわけでございます。事務が遅れて行くわけというのは、向うさんから示される提出書類の雛形が複雑であるのであります。向うさんの方を成るべく簡素化にして頂くことは、御意見に従ひまして御相談はいたすつもりでありますけれども、これは

日本政府でその通りするという確約はここで申されんわけでありまして、この点もそういうふうな実情になつておることを御了承を願ひたいのであります。

○岡村文四郎君 政務次官のお話を承つて大体要旨は分るわけでありまして、過日大蔵省の融資課長に来て貰ひまして、いろいろ話を承つたのであります。今日始めて聞きましたことは、申込の書類が非常に遅れて、そのためか随分あるように承りますが、それは過ぎたことで今申上げてまいかんこと、今後そういうことのないようにすればよいと思ひますが、今お二人のお尋ねは、土地改良を主としてお尋ねになつたのであります。その外に小水力電気、漁田開発、キューリングの方は融資は認められておりました。それはよいと思ひますが、実は農村に對する、農業方面に對する見返資金の融資ができるというところは承りましたが、いろいろ事情を承つて見まして、どうもはつきりしないので、今の次官のお話は土地改良事業資金がどうも思ひにくいといふことであります。これには農業方面に對する、又漁業方面に對する見返資金の融資に對しましては思ひにくいのでなしに、もう少し何かあると思ふのであります。私共は考へさせますと、誠に残念ではあるが、日本政府の方面のこれに對する努力が足らぬのじゃないかといふことも考へられます。そこで肝心の食糧が段々緩んで参ります。そこでまあどうもよいとは決して考へずまいが、二年前のようないふ氣持で政府も交渉しますまいし、先方もそれまで関心を持つておられんのも大分影響があると思ひますが、この

ままでは方法がつかないのであります。今日承りますと中央金庫に融資の引受をさして、二十億出して大体それを債券を振り出して、それによつて賄うことが当然のようなお話であります。それも実は初めて聞くのであります。あれは相当使い途があつて、その要求をし、それが出て来るようになったようでありまして、こういう金をあれに振向けるといふことは困難である。まだ貸付けはせんのであります。それは困ると思ひますが、今要求いたしておりますものを、どうしても融資して貰うように、小水力にせよ漁田開発にせよ、努力をしつゝあるという話であります。非常な大蔵省の話を承りまして、今安本の話を承りまして、我々は遺憾ながら、本当にどうしてもこれを認めて貰わなければならぬという、誠意の籠つた交渉があつたのかないかというのを疑わざるを得ないのであります。それは僻みかも知じませんが、事実今までそういう融資の受けられないといふことによつて僻みじやないと思ふ。これは努力したのだと言へば、私はしないと思つてもそれで済むこととありますが、何とか如何に事情が分らんにしても、こう長く續けて占領政策をやつて貰つておられます。太体様子は分るので、しなければならぬといふことにはなると思ふのであります。これは交渉の仕様である。もう少し熱のある、そうして統一したような気持で交渉して貰ひますと、この筋道は通ると思ひますが、如何でございますかお尋ね申し上げます。

○政府委員(西村久之君) 御意見の御趣旨御尤もであるのであります。日本政府として先程から申上げました通りに、農業水利事業にいたしましては努力をいたしておるのであります。又申請書も実は書類の整えただけの分は出してあるのであります。ところが残念ながら、二十四年度はお認めを願わない、御意見の通りキュアリングに七千万円より運用金を許可を願つていない実情にあるのであります。二十五年度も同様私共は四百億の枠の中に、御意見のような関係を組み入れて折衝を重ねて、要するに是非聞き届けを願うように努力する所存でありますから、その通り御了承置きを願ひたいのであります。

○岡村文四郎君 それでは官房長に伺ひをいたして見たいと思ひますが、こういう書類の取りまとめは、恐らく農林省でやつて、その筋に提出するのだと考えておりますが、そうであるかないか私は一応承りたい。

○政府委員(平川守君) 先程手續が遅れたといふお話でございましたが、補足して申上げますと、当初先方に示します書類がなか／＼やかまし外に、実は農業関係につきましては特に金利等の問題もございまして、殊に細かい個々の中小の組合に貸すことになりまして、大きな企業と違ひまして、その方法自身についても／＼議論があつたわけでありまして、結局農林中金を通して各組合に貸すのがよいではないかといふことになりましたが、その間に、又若干の利子負担を加算しなければならぬといふようなことからいたしまして、地方の方ではそういう高い利子では負担に堪えないという声が非常に強くありまして、そのために地方からの提出も大分遅れたやうであります。それから更に今一つ実情を申上げますと、実は昨年初めてのことでありまして、本制度の金を借りるという、そのために補助金が貰えなくなると。実はその補助事業については出さないう建前でありました関係上、逆にこれを借りると補助が貰えなくなるとはならないかといふたような気持が地方にもありましたやうであります。そういういたつたような関係から多少地方で躊躇をしておつた向もあるものであります。それがいろいろ交渉の結果中金を通して金を貸すけれども、中金に対してはその取扱量を別に見返資金の会計から出す。従つて末端の組合に到達するのが約七分五厘に到達する。こういうことに話が決まりましたのが大分後であつたのであります。そういうたうな交渉に可なり時間を取つたやうな関係もありました。七分五厘というところが明かになりました。これが取扱は農林中金の方でいたしておるのであります。中金の方で集まり次第逐次大蔵省の方に差出しておるやうな状況であります。

○岡村文四郎君 見返資金のことは大体分つたやうで、これ以上お尋ねしても変らんかと思ひますが、幸い安本の西村政務次官がお見えになつておるので、この際は是非御答弁を願ひ。お聴きをして置きたいと思ひますことは、大体御承知だと思ひますが、農村が非常に金詰りになり、協同組合が非常に経営に困難をいたしておりますが、我々は声を枯らして各方面に呼びかけ

ておりますが、どうもそれが融資を受ける場所がありそうに見えないので、これから先は一体どうなつて行くかというその見当を今から付けて、確固たる信念で以てどうしてもこの目的を達成するのに邁進しなければならぬ立場になつたのであります。安本としてこの農村の金詰りをどうして打開して行くかといふことの御心配があると思ひますから、次官のお考えを、安本の御方針をお聴きして置きたいと思ひます。

○政府委員(西村久之君) 農村が金詰りになり、農業協同組合が赤字を出しておるといふことは承知をいたしておりますのであります。従ひましてこのままこれを放置いたしますれば農村、農業協同組合等は潰滅に瀕する虞れが多分にあることも政府としては承知いたしております。併しながら農業協同組合に赤字があるからと申しまして、全農業協同組合の赤字を解消すべき途を政府で考へるといふことは、協同組合自体の赤字も実直なものであるかないかを検討いたさなければ、徒らに赤字があるからといふて全部を全部同様な扱い方で救済するといふ考へ方は好ましくないと思ひ考へて、赤字が出ました農業協同組合であり、資金の途を必要とする農業協同組合につきましては、個々に調査を進めさせておるのであります。その調査の如何によりまして、どの程度のものであるかを方法で処置をするかといふことを速かに政府としても態度を決したいといふことで資料を蒐集集中でありますから、さう御了承置きを願ひます。

○委員長(楠見義男君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

○北村一男君 造林臨時措置法案が通過いたしました。造林に関する補助金の交付の外に資金の融資もするということになつておりますが、これは十億と聞いておりますが、見返資金を当てにしていると思ひます。これはやはり土地改良と同様に見込がないうちに入るのであるか。或いはこれは林業ですから見込があるのですか。

○政府委員(西村久之君) 御意見の点は見込があると申上げてよろうと思ひますのであります。御承知の通り公企業画の資金が出るといふふうに公表されておりますから、その点は可能性があると了承願つて結構かと思ひます。

○委員長(楠見義男君) 見返資金の関係はこれですらうございします。じやどうも有難うございました。

○委員長(楠見義男君) それでは協同組合法の関係についての御質疑をお願いいたします。

○藤野繁雄君 今回の提案理由の説明によつて見ますと、戦時中に政府が権力を以て無理に統合して来たところの農業関係の諸団体を元の形に還そうとするように私は考へられるのであります。考へて見ますと、農業協同組合を今日の苦境に追いつめたのはどうも悪かつたといふことを政府自身が自覚いたしまして、政府の責任で何とか対策を講じなくちゃいけない。これが今回の法律改正の主なる点であると考えられるのであります。政府ではそういうふうな過去におけるところのやり方が悪かつたといふことを自覚して本法律案を提出されたのであるかどうか。この点お伺ひしたいと思ひ

のであります。

○政府委員(藤田巖君) 農業協同組合法は御承知の通り、戦時にできました農業会とは本質的に異つたものがあるものであります。組合員の全く自主的な考え方で組合員の総意に基いて自分らの手で自分らの組合を作ることという考え方で作らるることになつておるわけでありまして、従つて行政官庁というものはこれに対して徒らなる干渉は全然しないというふうな建前をやつておるのであります。今提案をいたしましたのは、その後でできました協同組合の現情から考えまして、本来のその性格をますます強く發揮せしめ、そして又一方組合の対外的な信用を高めるといふような意味合からいたしまして、やはり例えば財務に關するところの一応の基準を設けて、これをやる、或いは検査ということをやるといふことによつて健全な経営と、それから対外的な信用を高めるといふようなことを狙ひました。今回の法案を提出いたしました。

○藤野繁雄君 只今説明されたようなことは戦前の産業組合であるのであります。言葉は別でありますけれども、結論から言へば戦前の形に直そうといふことであると考えるのであります。又極東委員会が決定しているところの農民組織の十六原則に基いて今回の改正はされたのじやなからうかと想像されるのであります。果して然りといひましたならば、今回の改正は尙不十分の点が多々あると考えるのであります。この点について伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君) 極東委員会から示されました農民組織に關する十六

原則を今後ますます徹底いたしますためには、尙不十分な点も多々あると考へておりますが、私共として一番痛感を感じておりますのは、たびたび本委員会でも申上げておりますように、一般の經濟情勢の変化と最近における変化が農村に強く反映をいたしまして、従つてその結果農業経営の行詰りが延びては組合の運営上にもいろいろ悪い影響を及ぼしておるわけでありまして、一面又役職員が非常に経験に不足をいたしておりますとか、或いは又その運営をいたしますのに注意が足りませんとか、自覚が足りませんとか、そういうふうな点も多々あると考へるのであります。従つて今回の立法的な措置は、一方こういうふうな事態に對しては組合員の利益を保護し、併せて協同組合全般の信用を高めるといふために、かような措置を採りますと同時に、更に組合内部の責任に屬しないところの一般の農村対策と申しますか、農政政策によつてこれを救済して行かざるやならんところの面につきましては、別途の措置を講じまして、両々相俟つて協同組合の健全な發展を図りたい、かような趣旨を考へております。

○藤野繁雄君 第九十三條ですね、これではいろいろの報告を徴し、又提出させられるお考えのようでありまして、現在どんな報告書を取つておられるか、又將來は如何なる報告書を取らうというお考えであるか、如何なるものを提出させるお考えであるか、現行法は報告を徴するのみであるのであります。必要なるものを提出を命ずる、こういうふうなことを書いてあります。命ぜられる場合にはどういふふう

な理由で命ぜられるのであるか、この点伺ひたいと思ふのであります。

○委員長(楠見義男君) これは打越組合部長から説明をさせます。

○説明員(打越顯太郎君) 九十三條によりまして行政庁が取ります報告の事項につきましては、この條文の中に規定してありますように、組合の一般的状況につきまして、協同組合行政の健全な育成を図ります上におきまして、必要であるといふふうな資料につきまして当該組合から資料を提出して頂く、かように考へておる次第であります。これは勿論提出して頂きます書類につきましては、成るべく組合の事務の方に煩雜を加えないような配慮を講じますと共に、將來協同組合の育成に對する一般的な指導に資する面におきまして、どうしても必要であるといふ書類につきまして提出して貰う、かように考へております次第であります。

○藤野繁雄君 法第五十二條の二の政令案であります。政令案の主務大臣の指定する社債と五條の第一項の第二号に規定してあります主務大臣の指定する社債というものはどういふふうなものであるかといふことを先ずお伺ひたいと思ふのであります。

○説明員(打越顯太郎君) この政令案は最初に申し上げたごとく未定稿でございますので、その点を予め御了承をお願い申し上げます。そこで只今御質問のごさいましたこの政令案の第五條に規定してありますところの主務大臣の指定いたします社債と申しますのは、大体のところ地方債等について考へておるわけでありまして、さう御了承を願います。

○藤野繁雄君 同條の附則第二項に、一年に限るところ書いてあるものであります。現在の農村苦境の実況から考へて、一年以内にこれができると考へてあるかどうか、私の各方面から徴したのによつて見ますといふと、一年以内には実行不可能なところの強いのであります。一年以内と決せられておるところの理由を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君) 御意見の通り新しくこの債務処理の基準を定める政令の内容は、現状から見ますと相当事態を変えなければならぬ点もあろうかと思つております。或る種のものにつきましては、現在すでに定款その他でみずから規定してあるものもあるわけでありまして、又さうでないところもあるわけでありまして、私共としては、ましては、必要な点についてはそれぞれ特別の例外的措置も考慮をいたしておりますので、期間をいたしましては、これは我々の心組といたしましては、やはり一年といふようなことでやつて参りたいと思つております。ただこれは実施後の状況等については慎重に注意をいたし若しもこれによつてこのままに進むといふふうなことが非常に困るといふ事態に立至ります場合は、又それと関係方面ともよく相談をいたしまして、そのときこれに應ずるところの措置も考慮して参りたい。現在の心組といたしましては、一応一年といふことで指導をして参りたい、かように思つております。

○委員長(楠見義男君) ちよつと藤野さんはじめ各委員の方にもお願い申し上げますが、協同組合法については大体農林大臣に対する質疑は本日くらいで終了して頂いて、尙逐條の問題その他がございしますれば、本日時間があればやつて頂くし、本日時間が切れますれば、引續いて明日やつて頂く、こういうふうな手順にいたしたいと思ひますので、質問の途中で誠に恐縮であります。農林大臣に對する質問を先にまとめてやつて頂ければ議事進行上都合がよいと思ひますので、端折つたようで大変恐縮でありますけれども、さういふふうにお取計らい願ひたいと思ひますから、どうぞお願い申し上げます。

○藤野繁雄君 これはいろいろ問題があつて、総理大臣及び大藏大臣に來て貰つて最後は話をした方がよいと思ふ事項があります。……

○委員長(楠見義男君) ああさうですか。それはその通りに……では農林大臣に對する質問を……

○羽生三十七君 農林大臣にお伺ひします。先日この委員会が委員長から御指摘になつた、総司令部のしばしば寄せられた指令との関係で、我々が考へなければならぬと思ふ点が随分あるのであります。それは協同組合に關してはこの支持育成といふことが強く謳われておるにも拘らず、先程来西村政務次官との応答の中にあつた、例えば金融問題一つを取つて見ても、全く喰ひ違つた状況ができておるわけでありまして、つまり関係方面では日本の協同組合の發展が農村の將來の發展に大きな役割を果すであろうといふことを大體大綱としては謳つておるわけでありまして、ところが實際には先程議員各位から指摘されましたように、土地改良費にいたしましても、或いはその他農林関係の諸経費にいたしましても、必ずしも十分に予算を計上するこ

とができない。逆に政府の予定したよりも実際の面においては極めて少い額しか獲得できない。これは関係方面のお考えの中にも私は指令と矛盾する点があると思うし、一体政府がそういうことについてどういうお考えを持っておるか、私はこれは極めて重要だと思つておられます。つまりそういうことについて何らかの御努力をなさつたことがあるかどうかというところが一点と、それからもう一つは、そういう例えば農村の問題の決定的な解決、或いは農村の将来の発展のために、協同組合を育成して行くというような場合を、総司令部が明かに謳われておるのでありますから、その線に基いて強く関係方面に要請されておるかどうかが、この努力がなされなかつたならば、法案の逐條審議をいさゝやつて、僅かの事務運営費を数千万円多くしたとかどうかというようなことで解決されるような、そういう生易しい事態ではないと私は考えております。私個人のことを申しては変ですが、発言を細かいことについてしなかつたのは、そういう細かいことを言つてももう駄目だ、根本的な問題を解決しなければ日本の農業協同組合はこれ以上伸びないし、又伸びなければ農村の今後の運営について十分な期待が懸けられない。そういう根本問題にぶつかつておるといふ感じがするのではありません。この点について農林大臣どういうふうにお考えになつておるか、改めて見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 御満足な答弁ができるかどうか存じませんが、協同組合の性質につきましては、その観点が独自の立場で日本の農地改良をやつて、そしてここに耕地の再分配をいたした。而もこれらの小農がばらばらになつては、而も土地の担保力もなような状態においては農業の発展は期待できない。そこで協同組合の組織によつて企業化せしめる。併しそれは過去における農業会のごとき、逸脱したような状態になつてはよくない。協同組合も必要であるが、それがその本来の使命を誤つて逸脱するようになつたのにならざるに組織化するということが協同組合の組織に対する司令部の方針でもあり、又それが安当と政府としても考えるわけでありませう。併しこの農業全般に亘つての改良助長ということにつきましては、この協同組合というものを目当てとしてすべて行なつて行くのであります。協同組合は協同組合としての本来の使命に、完全な団結の下に達成するような組織をなさしめると同時に、農業政策は又これは別途の立場におきまして日本の農業を再建するような政策を採るべきである。この観点から農業政策を進めておるわけでありませう。これは先日もここで申上げました通り、農業政策におきまして今までは主要食糧ということに没頭いたしました。あらゆる経営の面においての不合理も敢てこれを辞せないといふような方面に進められて来たのであります。今後におきましては農業の地区的な立地条件に即応するような政策を選択せしめまして、そして農業経営が合理化せしめるような方向に指導して行きたい。それにつきましては現在探つております土地改良なり、或いは耕種面に置きまして、或いは技術の改良の面におきまして、又間接的には土地の改良、災害防止と

いうような方面に施策を講じて、農業の全般的な政策を立てて行く、併しその相手方といたしましては先程申しました零細化されたところの農業者が組合の力によつてこの政府の政策を受け入れて、そして農業の成果を挙げようという努力を行はしめる、こういう考え方で進めておるようなわけでありませう。

○羽生三七君 大分私の考えと喰ひ違つておるのであります。私共は先程農林大臣から御指摘がありましたように、農業協同組合が昔の農業会と違つた形で発展しなければならぬということとは、これは当然の事実として認めるわけでありませう。そして行く場合に、農業協同組合が行うべき事業はいろいろあるのであります。例えば協同組合自体が仕事をする場合の主体になり得るかどうかは疑問でありますけれども、今問題になりました土地改良問題一つを取つて見ましても、そういうことをやらなければ本来農業協同組合の成果は挙げられないのであります。例えば今大臣から御指摘になつたような零細化された農家の力を結集して協同組合の力で将来農村を発展させて行く、或いは土地改良事業等を通じてその改革の基礎を確立して行く。これは新しい農業協同組合の発展でもあり、又農家の発展にも寄與するところであると思ひますが、先程来この委員会で議員の各位が御指摘になつた問題とは、その土地改良費すらも当初の計画と全く相反してほんの僅かしか計上されない。そういたしますと、昔の農業会を改めて協同組合に改編の趣旨といふものは、つまり生産面において真に農業協同組合の力を發揮するという

ところが狙いであるのであります。その生産面の裏付けになるものは、先程申し上げました、例えば土地改良事業といふような裏付けがなければその成果は挙げられない。ところがその経費は殆んど、計上されても微々たるもので、むしろ国営事業或いは県営事業等の継続事業を除けば殆んど小さいものは打ち切られてしまふというやうな條件では、本来の協同組合の成果を挙げることは期待すべくもない、こういうふうな私達に解釈せざるを得ないのであります。関係方面との折衝で種々御苦心もあるといふことはよく分りますけれども、全く矛盾しておるのでありますから、つまり日本の農業の発展をさせるために農業会、まあ一つはあれもあると思ひますが、大法においては従来の農業会と違つて意味で農業協同組合を育成させるというのが、狙いであつたにも拘らず、実際の具体的な施策、或いは予算面においては少しもの裏付けがない、これは非常な矛盾だと思ひのであります。従つて先程農林大臣から幾々お話がありましたけれども、どうしても私達はこの矛盾というものは納得ができない。だからこの問題を解決しなければ法律を幾ら一部改正案を作つてあれこれいじつて見ましても少しも成果は挙げられない、まあ大体農業協同組合は漸次衰退の運命を辿るのではないかと思つております。尙私はこの際附加して申上げて置きますが、すべて政府の施策に頼つて協同組合自体が自ら積極的に何もなさなくていいとは思ひません。私は協同組合の今の指導者の中で能力を欠いている人もあつたと思ひます。この点ははつきり認識

しないといふと、政府が全部悪くて協同組合には何も欠点はないのだといふ能力のある人がやはり立つて行かなければ今後発展できないと思ひます。これは別途の問題で、農民自体の問題です。ここでもやかく言う筋のことではないと思ひますけれども、そういう意味から考えまして、政府が、少くとも農業協同組合を設立した精神に副い得る程度にまで予算の裏付けをされなければ、本法律案一部改正案を審議しても私は意味がない、こう考えております。農林大臣はこの予算の裏付けをされるために、更に一層の御努力をなさるべき、こういう考でおるわけであつた。まあこれは御答弁の方はどうでも構ひませう。

○岡村文四郎君 大臣もなか／＼お忙しいのと、どうもいい話をして聴いて貰うものだからあんまり心よしとしなないので、どうも面倒臭いという考もしておられるが、これは大変なことだ。我々は大事はとりたくないのだが、農林委員会が農林大臣に問ひ質さなければ、そこは誰にも聴きようがないのだから、それは一つ気長くやつて貰わなければいかんと思ひます。そこで私は協同組合法のことではないのですが、これに附随したことで、どうしても今国会会期中に目鼻をつけて貰わなければならぬと思ひます。これは、農村の金詰り、協同組合の経営が困難になつておりますことを、どうか動けるだけの資金の準備であります。実は先程安本の事務次官に、赤字組合と言われたので、それを逆になしよと思つてお聞きしようと思つたところが、大臣室にちよつと行つたので、その間に来なくなつた。

決して我々は赤字組合とかどうかということを言っておるのではない。随分長いこと叫んでおりますが、一向目も鼻もつかないで恐らくこの会期を終るのではないかとこのことを心配しております。若し会期が終りますと、面倒臭くても、取り騒ぐと言つてもなかなか面倒だし、拂らんと思ひますが、実は昨日民自党の政調会の副会長がお出でになり、あと四、五人お出でになつて、十日間の間に全部でつち上げようじやないかというのを約束して帰つて貰つてはおりますが、私はこつちの方の準備は十日でもできますが、どこから一体そういう金が出るかというところが一体分らないか。恐らく僕の考では、出口が分らないのに、幾ら調書を集めて見てもこれはどうにもならない。葬式の花ばかり作つても、坊主が来なければ葬式にならないと同じで、これはいかにと思つておりますが、一体大臣はどうお考えになつておりますか、実は二月の十八日に第三号室で、農村に恐慌が来るか来んかの問題をお聴きしましたが、お前等脅かすから駄目だ。脅かしてはいけないうと申されたのですが、私共は脅かすのではないで、こういふことが来るぞということを知らしめて、そういうことに対して準備をすることが最も親切であると考えておりましたが、到頭ここまでやつて来て、これは今までの世の中だからこれだけのですが、一般経済界も昔の戦争前の経済界でありまして、日本の経済は大破綻であります。手形が一日に東京市場でも百件も不渡になりますと、これは日本の経済の大破綻で、これより以上のことはないと思ひます。若し今度の国会で農村を救う資

金の出口が分らないで終りますと、私は恐らく今年の六、七月頃の、本当に農業の大事な時期において、一頓挫を来たすと思ひます。それで所得税を取られて困つておりますが、これからの参ります市町村税等は、一向に拂うことができなくて、行政機関の機能も止まりやせんかというのを心配いたしておりますが、大臣はどうお考えになつておられるか。どこから金が出るというお見通しをつけておられるか、一応伺つて置きたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 決して私は農村金融に樂觀をいたしておるのではないのであります。併し農業協同組合が金融の問題において行詰つておるのは、これは事実であります。併しこれを大袈裟に行詰つておると騒ぎますと、取付まで起すようなことになりまして、これは銀行でも一つの銀行に取付がおりますと、隣の銀行もどうかというので、取付があるというのは、群衆心理の有様であります。私は農業協同組合が危い、というところ、何もしらない組合員までが、うちの組合は危いという心配を起すことを心から私は心配するのであります。併し、いふ悪いことは随分悪い。併しいい面もあるものでありますから、余り赤裸々に言ひ出すことはどうかと思つて、成るべく私は何も知らしめず、よろしめずという昔の古い考は持つておりません。農村恐慌と脅かしつておると、恐慌でないので、恐慌のような気持になる。私は農業協同組合がいけん／＼とおつしやらない方がいいのではないか。そうして善後措置を取るべきであると、かように考えておるのであります。私じつ

くり考えて見ますと、協同組合は、私が申すまでもなく、私の知つてゐる範圍内におきまして今の農業会の引受の金、それから現在の行詰つた金、そうして手持の滞貨の処分に必要な金、それでいろいろ／＼数えて来ますと、午前中も答へたしましたのであります。容易やそつと金で綺麗に尻を拭うことができないと思ひます。併しできないといつて手をつなげれば段々悪くなるのでありますから、何としても早く堰止めるような方法を考えなければならんと存じます。それにしましては金の準備はいたしましたが、貸していいの悪いのかというやうな、素性の知れない者に貸すことはできないので、今御審議を願つております改正法案によりまして、これは一時的に、申しますれば、本来はなすべきことではないかも知れませんが、ないかも知れませんが、せめて監査制度を設けまして、そうして組合の悪い点を直し、指導しまして、そうして立ち行くやうな一応の月度を立てまして、そうして起死回生の薬を注ぐというやうにしなければならんと考えて、今手をつけて御審議を願つておるわけでありまして、金融の面につきましては、今のやうに特に御承知の通り中金だけであります。が、中金も四億のしみつたれた收支であります。何とも動きがないのであります。今回これを皆さんの御心配によりまして、八億にして貰ひ、そうして従来のやつを二十倍の割合まで進めまして、その固定資産の増加によりまして、見返資金から今回二十億の増資をいたしまして、その発行限度によりまして二十八億になるわけでありまして、相当の金融の途が開か

れて来る。その金額百七、八十億になりますけれども、それではとても今の全部救済することには到底できませんから、中央の農林中央金庫といたしまして、そういう方面に農業協同組合の資金の面を引受けて、そうして協同組合の基礎が確立したいということになります。それから、それに従つておのづから各方面からの信用を高まつて来まして、そうして手形の融通の面におきまして、勿論金融の面におきましても今のやうな不信用、ふしだらな有様から脱却して信用を獲得し得る、こういう面も開かれて、何れにいたしましても、農業協同組合の基礎を強固にいたしまして、そうして中金はこれによつて金融をして行くということにいたしたいと思つておるのであります。まだ中金の自己資産が増加いたしておりますので、実現ができませんのであります。できるだけ早く中金の自己資産の増資を願ひまして、そうして、その実現を図りたいと、かように考えているわけでありまして、

○岡村文四郎君 大臣のお話は本員も同感でありますけれども、決してするべきべつたりどの協同組合に対してでもおろし／＼心配をして頂き、それから下部の方でも随分診察ができて、そうして処方箋ができて、実は待つておるのであります。そこで処分箋ができたが、なか／＼この薬を飲むのに、治るまでは困難だが、この病気が今より以上進まないやうにして置くのには、今急にそう多額でなくてもいいが、金がなければこれはしょうがないと思ひます。それで、金庫のことはよく大臣のお話のやうに知つております

が、これとてもなか／＼そう急にそれが間に合はんのであります。何とか政府で心配をして、そう多くなつてもいいから病が膏肓に入らん先に応急の手当をすることが最も急務であります。それで組合も、相当ある組合を全部びんからきりまでこれを救うことは困難であります。必ず蘇生をする十分機能は持つておるが、この点で行詰つておるから、これだけは、この二割なり三割を今見てやつて、あとは金庫の機能もでき、融資の道が十分開けてからやつても間に合うやうなことにやつております。差当りのストレートマインを買つて、そうして結核が蔓延しないやうに止めて置かなければ死んでしまふのですから、それが大臣のお話にもありますけれども、どこから出るといふお話がなく、私の聴いてはそれをお話しておるのでなくして、どこから一体金が出るやうになるのか。大蔵省預金部の金もどうもありません。大蔵省預金部の金もどうもありません。非常に困つております。そこで、金庫の債券を振出して貸りるやうにいたしまして、その引受場所がはつきりしないといふのであります。最初の方は預金部で引受けて貰うと聞いておりましたが、又何だかそれもいけないうことを言われていることにも聞いておりました。そうなりますと、それこそ又行詰つて来るのであります。段々と道が開けて来るのではなくして、パイプが詰まりつつあるならば、このパイプを多少でも開けて置かなければいけません。その出口を今国会中に目鼻をつけて貰ひたい。私はいろいろ／＼な処理に対する準備、誰が見ても九州の果から北海道の

果までの間の書類を見れば分りますから、その書類によつて審議して行けば結構なんで、先ず一応の差し水をするのを待つておるのであります。その出道が大臣で大体目当がつくつかないか、この国会中につかんとすれば今度は方法を変えて一層一つ大臣も協力して貰い、我々も働いて休会になるまでに目鼻をつけたらと思ひます。その点どうお考えになつておるか、お聴きたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 組織して、組合員から信用がないというふうな協同組合に對しましては、余程まゐりわる赤字組合と言われても仕方がないような組合と存じますが、そういう組合が自分らの作つてゐる。組織してゐる中金以外から金融を求めて来ることは、私は無理だと思ふ。中金の組織ができるまでに何とか呼び水でも何とかしたらどうかというお話であります。が、やはりこれは適當な筋道によつて組織された金融機関によらなければならんと、私はかように考えます。それで国会開會中というお話もありましたが、中金の問題も近く中金組合自体においても相当お考えになるようでありますが、これは速かにそういう準備を立てておきます。こちらの方法は立つてゐるのでありますから、その組織ができましたれば、これは急速に御期待に副うようなことができるかと存じます。何とかしてくれるだろうというので、いふからばやつとしておられちゃ、こちらが如何に二十億の準備金を持ちまして組織ができないので、然らば仮に認めようとしたとしても、もうどこからも見放されておる状態として救護の道がない。大体この一筋であります。

りますので、この一筋を早く活用するような道がないかと、かように考えて、取急ぎたいと思ひます。

○岡村文四郎君 私の申し上げますことが言葉が足りなかつたと思ひますが、言葉は足る足らんば別にいたしまして、我々は金融を受けるのにはもう全部中金を通して、中金によつて金融を受ける。政府が例へばどこからか金を出して貰つても、それは中央金庫に出すのであつて、中央金庫が大体診察が終つておると思ひますから、そこから出して貰おうという考で、他の一般金融業者、外のところから借ろうとは毛頭考へておりません。そこで大臣も見解の相違だと思ひますが、この協同組合を組織して二年にしかならない今日で、農業会から資産の引継ぎを受けて、そうして新しい役員は全部出られる。場合によつては職員も替へられてその機能を發揮するまでに行かない中に、一般の経済界の不振にぶつかつて、うして悪いものもない、それに引張り取られて行つてゐるのが非常に多いのであります。こういふものは地方にありまふ。恐らく私は日本の協同組合の中にも全く駄目で、如何にも方法もないというものは、恐らく三分の一、四分の一、かぐらゐいしかないと存じます。これは必ず蘇生をするし、立派な協同組合になつてやつて貰わなければ、農村が救われぬことは明かでありまふから、我々も努力いたしますが、今お聴きしますと、中央金庫に今融資をされる二十億を目度にして、四億の増資をするというお話であります。問題は債券を振出して引受けでくるところがはつきり見通しがついて

おるかおらんか、その点が問題でありますから、その点をお聴きしたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) これは先程も申しましたように、中金以外にはないと存じます。中金はその準備を整へるべく、政府がいたしましては準備を進めておるのであります。ただ中金自体がその態度に一日も早く出て貰ひますれば、少くとも百六、七十億万円金が融通し得られるような道が開いて来るのであります。それ以外に外から金融をするというところはこれはできないのであります。ただ先程申しました通り、中金の活用以外にないものでありますから、中金のみづからなる組織の強化を望んでおるわけでありまふ。

○委員長(楠見義男君) 債券を發行する場合、その債券を何処が引受けするかというのを聴いておられる。

○國務大臣(森幸太郎君) それは中金がその手続を整備いたします場合にございまして、金融面においてはその割引をなし得る目度は大蔵省としても責任を持つてつけさすことができる、かように考えております。

○岡村文四郎君 實は差迫つておりますので、よくそれをお聴きして置きたいと思ひますが、前に十九億二千万円出しましたときには、これは復興金庫がありまして、復興金庫が引受けでくれたので何の面影がなかつた。今度は大蔵省の預金部が引受けで貰わなければならぬと思ふのであります。これは関係方面で、とやう言うておるといふことを聞いておりますがために、自分も心配になつております。二十億貰ひますならば、その二十倍でありますから、これは相當の金になります。が、但しここに出ております政令を出しますと、預金の平均、トータル、バランス、三百八十億といふものはそれから引き去つて、あとのものはそれならんことになりまふれば、それはそれで結構であります。引受場所がはつきりいたしますと、どん／＼進めて行けると思ひます。これがどうもはつきりしておらんように聞いておりますから、その点をお聴きしておるわけでありまふ。

ますから、これは相當の金になります。が、但しここに出ております政令を出しますと、預金の平均、トータル、バランス、三百八十億といふものはそれから引き去つて、あとのものはそれならんことになりまふれば、それはそれで結構であります。引受場所がはつきりいたしますと、どん／＼進めて行けると思ひます。これがどうもはつきりしておらんように聞いておりますから、その点をお聴きしておるわけでありまふ。

○國務大臣(森幸太郎君) これは預金部の引受けが簡単にできますれば、これは問題はないと存じております。預金部の資金運用につきましては、いろいろ公団関係以外にはこれを利用しておらんわけでありまふ。併し復興金融金庫も今ないのでありますので、中金が債券發行いたします場合にございまして、日銀等も勿論責任を持つて私にはこれは引受けすることと考えております。

○岡村文四郎君 専門ですから、大臣は……、こつちが迂滑なものと思ひて、それについては分らないが、思つておるのじや非常に困るのでして、そこで私は債券の引受場所を政府の方で御面倒でもはつきりやつて貰ひませんと、生の見返資金の二十億や、まして増資の四億ではどうにもならぬ。預金部が駄目だといへば日本銀行でも結構であります。私は実は法律の中に農林中央金庫の發行する農業債券を日本銀行が引受け、こゝういふ法律を作ることをお願いしたわけですが、それができないのですから、どこかに頼んでやらなければならぬということでありまふから、非常に困るのであります。

是非大臣もよく協議されて、その發行した農業債券は、發行した時分に引受け貰ひます場所を早急に話し合つて御決断願ひたいと思ひます。その点宜しく願ひ申上げて置きます。

○藤野繁雄君 私も大臣にお尋ねしたいと思ふのであります。本法律案が通過したならば、私などは農業協同組合の經理の合理化、経営の刷新を圖るために、どうしたつて農林省に検査に専従するところの課を設けて行かなければ、徒らに法律は改正したけれども、その目的を達成することはできない。こゝう考へるのであります。本法律案が成立した後に農林省に検査課というやうなものを新たに設けられる意思がある。かどつかお尋ねしたいと思ふのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) 課の設置は別段設置法によらずともでき得ますので、その必要を感じました場合に於いては、課の設置も考へて行きたいと存じております。併し今検査課というやうなものを作るかどうかということよりも、むしろどういふふうな組織によつてこの事務を行うかという問題に検討を加えておるわけでありまふ。従つてこれは予算措置が必要でありますので、補正予算が時期がなければ他の方法によりまして、経費の案出に努力いたします。そうして一日も早くこの法案の決議されました場合においての執行に着手いたしたい、かように考えておるわけでありまふ。

○藤野繁雄君 昨日も大臣にこの法律が成立したならば、これに要するところの人間及び経費はどうであるか、又今後育成指導に關する経費は幾らあるかというやうなお尋ねをいたしました

ところ、その点については事務当局から答弁せざるということであつたのでありますが、私は更にこの際事務当局から御答弁は承つておるのであります。大臣にお尋ねしたいと思つております。私の計算によつて見ますといふと、この法律を實施するためには少くとも三億一千万円ぐらゐの経費が必要であると考えらるゝのであります。それは農業協同組合の検査をするために一億四千四百万円、検査の結果新組合の指導に要するところの費用が一億四千五百万円、政令基準達成についての趣旨徹底のために要するところの経費が……これは取消し。行政庁の検査の結果を一層拡大するために時々監督を助長するために百八十万円、農業協同組合の幹部養成その他の教育施設に約一千六百万円、こういうふうな経費を要するところの費用が一億四千五百万円、この法律が通過していよいよ實施する場合において、どのくらいこの経費を要するところであるか、その点をお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(森幸太郎君) 予算の立て方によりましては、その内容の立て方によつていろいろと数字が現れて来るかと存じます。今お述べになりました数字も、その内容を決して無理とも不合理とも考えませんし、又そういう計画によりましては、更に今の金額でも少いかも分りませんが、農林省といたしましては事務当局が先にお答えいたしましたやうであります。いろいろと予算の全般的な関係もありませんし、できるだけと考へましても、予算の範囲で最小限度の予算を申上げたことと存じます。併し予算の経費だけでは仕事ができないこともありますけれども、でき

るだけ少ない経費でその結果を挙げるやうに努力いたしたいと考へております。

○藤野繁雄君 次は農業協同組合に対する法的見解の是正であります。農業協同組合は営利を目的としない法人で、組合員に対して最高のサービスをする使命を有しておるのであります。労働基準法、諸税法、殊に経済統制に関する諸法令におきましては、一般営利を目的とする法人と同一の取扱を受けて、協同組合の機能を著しく阻害しておるのであります。ために協同組合の活動はできないのであります。この不振の状態に陥つておるこの協同組合を拡充強化するためには、協同組合に対する取扱を是正して行かなければできない、こう考へるのであります。この点について大臣はどう考へておられるか、お伺いしたいと思つております。

○政府委員(藤田巖君) ちよつと御質問の御趣旨がばつくりいたしました。そので、或いは誤解、間違ひを御答弁するかと存じます。勿論協同組合はその法律の規定にござりまするやうに、組合員に対する最大の奉仕をすることが目的でありまして、営利を目的にすることではないのでござります。そういうふうな考へ方から言ひまして、一般の商業的機構とは全然趣を異にしたものであると考へております。ただこれが他の産業関係法規或いは経済関係法規においてこれをどう扱つて行くといふやうな場合でござります。ときには、我々といひましては、それだけの法規の性質によつてこれはやはり判断をしなければならぬと思ひますが、やはり社会通念上から考へまして、こ

れが他のものと同じ行為であるといふやうな場合には、これはやはり同一の取扱をして行くことも止むを得ないといふやうに考へております。御質問の御趣旨がちよつと分りかねましたので、或いは見當違ひの御答弁をしたかも知れませんが、間違ひをいたしましたらもう一度御答弁申上げます。

○藤野繁雄君 例へば諸税に關係しては、戦前までは農業協同組合に対しては所得税、營業税を課税するといふ規定があつたのであります。戦時中になつても協同組合は特別法人として課税をしておつたのであります。然るに最近におけるところのすべての法律が、協同組合を一般のものと同様にし、戦前及び戦時中よりも協同組合に對していろいろの條件が悪いやうになつておるのであります。又政府の公務員でござるところのいろいろの組合その他を考へて見ましても、これらについてはいろいろの特典があるものであります。協同組合に對しては特典がない、こういうやうなことは、協同組合といふのは農民が自分などの單獨の力においてはできないのを協同の力によつて増進して行くやう、或いは土地の改善を圖つて行くやう、或いは土地の性質を没却したところの立法的に考へられるのじやなからうかと思つております。又いろいろの統制規定においても同様であるのであります。又労働基準法はどうであるかと申しますといふと、これは前々国会に、第五国会で農業協同組合は労働基準法から除外して貰ひたいといふやうな請願があつて、参議院が満場一致を以てこれを採択して政府に送つたのであります。その取扱がそのままになつておるので

あります。農業協同組合は農業者を相手にし、農業者は労働基準法の適用を受けていないのであります。その労働基準法の適用を受けていないところのものであるから、随時に協同組合に参りまして、いろいろの仕事をするのであります。一方の方は労働基準法によつていろいろの制限を受けておるから、農民に最大のサービスをするから、農業協同組合は、労働基準法の制裁を受けて最大のサービスのできないといふやうな現在の状態にあるのであります。労働基準法であるとか、地方税法であるとか、各種の徴税規定であるとかいふやうなもの、農業協同組合が或る程度公的の性質を持つてゐるものであると解して、特別な取扱をすべきものであると考へるのであります。現在においてそういうやうな取扱が段々と薄らいで来ておるから、元のやうに戻される考へはないか。さつきも申上げたやうに農業協同組合になる前の、農業会になるやうになつたらば、こういうやうなものはずべて除外されるやうなことになつて来るのであります。そういうやうな考へはないかどうか、こういうやうなことなのであります。

○国務大臣(森幸太郎君) この問題は予算委員会等たびたび論議された問題であります。今回の地方税法によりまして、特別法人としての取扱をしないといふ建前になりましたのは、税制改革の根本の方針に行つたものであります。農業会は過去におきまして、産業組合におきましても一つの強力な設立の條件がありまして、いやが応でも農業会のごときは三分の二以上の

の発起者があればこれを設立しなければならぬ。又設立も解散も組合員の自由意思によるということにつきましても相当の制約があつたのであります。加入脱退につきましても相当の制約があつたのであります。従つて農業会のごときは国家の代行機関ともいふやうな国家の爲すべき事業を行はしめるといふやうなこともいたしておつたわけでありまして、助成もし、又指導もし、監督もし、又農業会を通じての国家の遂行も行なつて来たのであります。見方によりましては一つの国家機関の一部をなしておつたやうにも考へられるのであります。併し今同様にしました協同組合は全然自主的に民主的な組織でありますから、地方におきましてその数のごときも制限をいたしておりませんし、又本年作つて本年に解散も自由でありまして、こういうふうにより自主的な立場に置き、而もそれは組織せんとする組合員の自由意思によつて行つたやうな自由な立場に置いております。關係上、国家といたしましては、これに對して農業会のごとき干渉もできず、又極端な指導もできず、又代行的な事業もなすことを得ない、こういう建前にあるのであります。従つて法人税課税の考へ方といたしましては、普通の農業者が集つてやつてゐるやうなだけであるので、特別な法人として取扱うことは不合理である、こういう観点から法人税において特殊の段階を設け得ないのであります。これにつきましてはいろいろの御議論もありません。又予算委員会等においても相当議論されたのであります。今同法人税を決定いたしました政府といたしましては、以上の考へ方から特殊の扱いを

○国務大臣(森幸太郎君) 予算の立て方によりましては、その内容の立て方によつていろいろと数字が現れて来るかと存じます。今お述べになりました数字も、その内容を決して無理とも不合理とも考えませんし、又そういう計画によりましては、更に今の金額でも少いかも分りませんが、農林省といたしましては事務当局が先にお答えいたしましたやうであります。いろいろと予算の全般的な関係もありませんし、できるだけと考へましても、予算の範囲で最小限度の予算を申上げたことと存じます。併し予算の経費だけでは仕事ができないこともありますけれども、でき

○藤野繁雄君 例へば諸税に關係しては、戦前までは農業協同組合に対しては所得税、營業税を課税するといふ規定があつたのであります。戦時中になつても協同組合は特別法人として課税をしておつたのであります。然るに最近におけるところのすべての法律が、協同組合を一般のものと同様にし、戦前及び戦時中よりも協同組合に對していろいろの條件が悪いやうになつておるのであります。又政府の公務員でござるところのいろいろの組合その他を考へて見ましても、これらについてはいろいろの特典があるものであります。協同組合に對しては特典がない、こういうやうなことは、協同組合といふのは農民が自分などの單獨の力においてはできないのを協同の力によつて増進して行くやう、或いは土地の改善を圖つて行くやう、或いは土地の性質を没却したところの立法的に考へられるのじやなからうかと思つております。又いろいろの統制規定においても同様であるのであります。又労働基準法はどうであるかと申しますといふと、これは前々国会に、第五国会で農業協同組合は労働基準法から除外して貰ひたいといふやうな請願があつて、参議院が満場一致を以てこれを採択して政府に送つたのであります。その取扱がそのままになつておるので

○藤野繁雄君 例へば諸税に關係しては、戦前までは農業協同組合に対しては所得税、營業税を課税するといふ規定があつたのであります。戦時中になつても協同組合は特別法人として課税をしておつたのであります。然るに最近におけるところのすべての法律が、協同組合を一般のものと同様にし、戦前及び戦時中よりも協同組合に對していろいろの條件が悪いやうになつておるのであります。又政府の公務員でござるところのいろいろの組合その他を考へて見ましても、これらについてはいろいろの特典があるものであります。協同組合に對しては特典がない、こういうやうなことは、協同組合といふのは農民が自分などの單獨の力においてはできないのを協同の力によつて増進して行くやう、或いは土地の改善を圖つて行くやう、或いは土地の性質を没却したところの立法的に考へられるのじやなからうかと思つております。又いろいろの統制規定においても同様であるのであります。又労働基準法はどうであるかと申しますといふと、これは前々国会に、第五国会で農業協同組合は労働基準法から除外して貰ひたいといふやうな請願があつて、参議院が満場一致を以てこれを採択して政府に送つたのであります。その取扱がそのままになつておるので

すべきものにあらざるという観点に立つておることを御了承願いたいと存じます。

○藤野繁雄君 次に全農の清算問題があります。これは先程も申し上げたのであります。全農もできるだけ早く清算を結了しなくちゃならないのであります。いろいろな事情で清算が結了になつていないのであります。一方金融機関の再建整備法によつて見ますと、中金には私の想像するところによれば、大体調整資金が二億四千万あると考えられます。而してこの金融機関再建整備法による調整資金というものは、私の想像するところによれば、農業者の解体に当つて欠損金があつたらば、不足金があつたらば、この金から調整することができるといふことだろつと信ずるのであります。而して全農は、私の推算によつて見ますといふと、今一億五千万円ばかりの金が必要であるのでありますから、若しも金融機関再建整備法の調整資金の二億四千万から一億五千万円を出して頂いたらば、直ちに全農の清算は結了する、こゝういふうなことになると思つてゐる。若しこの金を支出することができないといふことだつたらば、全農の資産として、現在農林省が使用しているところの建物があるものでありますから、その建物も或る程度価格面、或いは使用の価格というようなことから考へて来るといふと、直ちにさつき申し上げたように清算が結了すると思つてあります。金融機関再建整備法によつて、中央金庫が持つてゐる調整資金は支出される考であるか、又あの建物及び使用料は今後どうして行かうというお考であるか、或いは政府におい

ては、使用料は或る程度増して差支ないといふような考のようでもあります。いろいろの規則の制限によつて支出ができない、こゝういふうなことであるようでもあります。そうしたならばいつまでも清算はできない、いつまでも清算ができないつたら、清算の方はますます困難な状態に陥る。今日の場合は一日も早く調整資金から出し、建物及び建物の使用料を何とか考へるといふようなことで、成るだけ早く決済をし、清算を結了した方がいゝと思つてゐる。この点大臣の御意見を承りたいと思つてゐる。

○政府委員(藤田巖君) これは具体的な問題でありますので、私からお答え申上げたいと思つてゐる。お話のように現在全農のこの清算が非常に遅れておりますのは、例の清算の結果、不足金と申しますか、債権債務を較べ合せますと、債務の方が超過するといふうな關係が出てゐるわけでありまして、それはお話のように金融機関の再建整備法によりまして、全農の清算の場合でも、政府は中金がいおけるタツシヨ・リザーブといつたしまして、確か……金額は或いは間違つておるかも知れませんが、約一億二千万円程度のものではないか、この調整ができるということに相成つております。大体バランスを見合いますと、その程度の不足金が生ずるというわけでありまして、それについて先ず大蔵当局の了解を得たいといふことで、たび／＼會議をしたわけでありまして、大蔵当局といつたわけでも、確実に資産の評価をし、それから又資産の方も極力切下げまして、止むを得ず出て来るものについて、これは調整金の許す限り見て差支

ない。併しながら尙その計算については、資産の評価について尙もつと多額に見積れないだらうか、支出の面についても尙もつと経費の切下げができないか、極力その不足額は少くすべきであるといふことで、いろいろと御註文がありましてやつておるわけでありまして、大体の意向といつたしましては、もとより全農を破産に導くといふようなことは大蔵当局も考へておらないのであります。円満に清算をいたしたいといふことは、政府としては全部一致した見解であります。そこで一番問題になつておりますのが、全農の方の資産の中、現在農林省で借りておられます元金、これを全農といつたしましては、元金と申しますか、有る利に政府において買上げて貰いたい、農林省の建物として早く予算を取つてこれを買上げて貰いたい、そゝういたしますれば清算ができるということ、ところが現在農林省の財政その他の關係から申しますと、あの建物を予算を取つて買つてゐることも非常に困難であるといふ事情が一つあるわけ、それからもう一つ、どうしても困難であるならば、現在の農林省の借り賃について、これが非常に一般のものに比べて見ますと安くなつてゐるから、もう少し有利に借り賃を決定して貰いたいといふことが再三のお話であるのであります。これは官房長その他いろいろ會計課長にも御折衝を頂いたのであります。これは家賃、地代等の統制令の關係で、そんなには上げるわけには行かない、どうしても上げるわけには行かないといふことに相成りまして、非常に行き悩んでおるわけ、

その結果その解決ができせんために、全農の清算が遅れておるといふ事情になつておる。私共といつたしまして、これはやはりその問題を解決することは政府側としての責任でもあると思つております。一つの方法として、どうしてもこれは政府において予算を取つて買ふことができないれば、場合によりまして、中金自体においてこれを買つて頂く。それから又それについて資金、買ふことによりまして、中金の資金が不足いたしますような問題については、これは又別途或いは食糧管理特別會計の方からの問題もございまして、その他の融資の問題、預託の問題等もあると思つてゐる。そゝういふうなことで解決することが、やはり一番手早い方法ではないだらうかといふうなことも考へておりました。寄り寄り協議をいたしておるわけでありまして、我々といつたしましては、各關係方面が、できる早くだけこの問題を何らかの方法で解決いたしまして、全農の清算が急速に結了することのできますように努力いたしておる。ところが、尙今後共至急に解決するようによつて参りたいと思つております。○池田中右衛門君 大臣から若し答弁がなくても、局長 部長で結構であります。この際下部の問題について一つ聴いて置きたいと思つてゐる。大臣は、しば／＼委員會或いは本會議、予算委員會で答弁され、農林の近代化、農村の堅実なる育成は農業協同組合の育成にあると、かように申されておる。又その方針であるかと私共も思つておりますが、實際今日の只今のお言葉の中にもありました通り、農業協同組合は組合自体の協同によつて組

織される關係上、組合再編成の際において、その中心人物に信用のない人が當つた場合には、預金する者もなければ、運営においても指導上においても非常な欠陥を來たしておることはお知りの通りであります。従つて今後下部の町村運営においては、何と申しても中心人物に相當の方を得るような方法を講じなければならぬ。ここに一つ大きな欠陥があるが、局長、部長に於いては、これらの要請に對してどういふ方針をお探りになるか、この点を先ず一つお聴きたいと思つてゐる。次に、今日の農村不況に對しまして、預金の拂出、或いは資本の固定した關係上、経費において非常に運営上支障を來たしておることはお知りの通りであります。この組合員から、以前の農業者なり産業組合でございまして、徴収ができたのでございまして、徴収ができたのでございまして、徴収の繰出をいたさずとも、利益の繰出するものではなからば、組合員は仕事でなかつたならば、又負担に應ずるものではないのであります。従つて組合に相當利益を生じさせる方法がなければ、組合費の徴収は困難であると思つてゐる。これらの方法に對しまして、どういふ方法を以て組合費の繰出に支障を來さないような方法を考へておるかどうか、この点を第二にお聴きたいと思つてゐる。三において、今後果樹とか或いは特殊作物に對しましては、自治検査をして、一は品質のよきものを生産させ、又これを搬出する等において、非常な農業経営の適正化をいたしますけれども、検査手数料を自治検査をいたしまして取ることとが許されておるかどうかといふこと

について、三としてお聴きいたします。
更に、以前大妻木委員会におきまして、農村加工業に對しまして相當に助成政策を採られておりましたが、現在はこの方法がないと思ひますが、農村におきまるところの農村工業は、他の商工業者と比較いたしますときに、助成政策がなかつたならば、相當經營に困難を來たす事情からいたしまして、殆んど農村工業の經營はいわゆる將棋の倒れるごとく、共倒れの事情にあるのであります。これらの農村工業に對しまして、これが健全に育成されるの方法を、今後どういう方法を以てお採りになるかどうか、これが次の問題でございます。

更に、先程大臣のお話にもあつた通り、今まで、農村におきまるところのあらゆる政策は指導陣の充実にある、いわゆる指導陣の強化にあるといふお言葉であります。都道府県においても市町村においても、殆んど指導陣たるこの種の技術方面の技術員は、その町村の補助費、助成によりまして、農業会なり農業協同組合なり或いは産業組合と雖も、これによりましてその堅実な発達を續けて來たのでございませう。現在農業改良助長法において、市町村に一名の指導員は配置されつつありますが、全市町村にまだ徹底しないという実情に際しまして、市町村にも現在入用のある際において、これらの強化策に對して、何か市町村及び都道府県に格別な手をお打ちになつておるかどうか、以上につきましてお答え願ひたい。いわゆる農業協同組合は下部の市町村の健全な発展、強力なる組合組織でなかつたらば、如何に農業協同組合で今後法律を改正しても、健全な發展を望むことはできないのでございませう。

な發展を望むことはできないのでございませう。

次に今回の改正によりまして、いわゆる指導方針を指導連或いは經營上の事業連、信連。この三本建は必ず固及び都道府県に統合するだけの決意ありや否やということをお尋ねいたします。

○政府委員(藤田巖君) お答えを申し上げます。第一点の役職員の素質と申しますか、その中心人物の育成の問題でございますが、これは極めて重要な仕事であると思ひます。率直に申しましてやはり組合の經營に適當であるかどうか、或いは又うまく行つておるかどうかというところは、やはり中心人物がしつかりしておるか、或いはそうでないかということによつて分れておるやうに考えております。従つて今後共我々といひましてはこの役職員の指導、或いは技術的な問題、或いは又經營上の指導というやうなことにつきましては、現在の若干の予算を以ちましてその短期講習をいたしておるわけでありませう、そのやうなことをつきましては今後共一層積極的に行つて行かうやうに予算的措置、その他適當な措置を採つて進めて参りたいと思つております。

それから組合費が集まらない、これについて何か考えるところはなにかといふことでもございませう、本来やはり協同組合といふものは、組合員の自由意思によつて成り立つていふやうな建前でございますが、これに對する補助といふものも非常に現在の財政的な關係から、又ドッジ政策の建前からいたしまして困難になつて來ておると存じます。根本問題は農家の經營が安定する、農家において余裕が出來て來るといふやうなことが、やはりその基礎であると思ふのであります。やはりそのために農産物価格の問題でございませう、とかいふことも大きな問題になつて來ると思ふのであります。我々といひましては、さやうな点について、できるだけ農家の經營の安定の措置を講じて行くといふことも必要であらうと思ひます。又農家の經營の安定のため、組合自身が協同の力によつて經濟事業を営み、そうしてそれをできるだけ有利に經營することによりまして、極力その組合經營を少くし、その經濟事業によつて得たところの収益によつてこれを賄つて行くといふやうなことも、極めて必要であらうと存じます。

それから又やはり組合員の側においても、協同組合を自分らの組合として更に積極的に関心を持ち、必要な経費はこれを出させる、そうしてもつと積極的な関心を持たせ、組合の運営にも組合員が出て発言をして、そうしていろいろとよりよくするといふやうな努力をさせることも極めて必要ではないかといふふうな考えをしております。それから、それから団体が自治検査をいたします場合に、自治的に自分らが有利に販売するために、又販売物の信用を確保する、又価格を有利に取引するといふやうな意味での自治的なものとして、さやうなことも必要であらうと思ひます。従つてこゝにふうな問題については、国といたしましては、何らこれに制限をしたり干渉することはないのでありますから、当然組合員の決議によつて組合員が宜しからうといふやうな決議によりまして手数料を取

つて行くといふやうなことも當然許されて然るべきものと思つております。それから次に農村工業育成に對する根本的な方針であります。農村工業が農家の農業収入をできるだけ農家の手に確保する、農産物を加工いたしまして、それによる利潤をできるだけ農家の方に還元するといふやうな考え方からいたしまして、農村工業は極めて必要であらうと思つております。ただ最近の情勢で考えて見ますと、ただ單に物を作つただけで売れるといふことはいふものでもつと農村工業の指導者と売れるところの品物を作る、それから又物を作る場合には販路といふものを先ず考へて作るということが極めて必要であらうと思ひます。それと又農村工業と申しまして、非常に範圍が広いわけでありませう、我々といひましては、現在資金等につきましても非常に窮乏の際でありますから、極力農業經營と直接結びつけた農村工業といふものに重点を置きまして、そういつた方面に農村工業を發展させる。尙又技術の向上でありますとか、或いは品質の向上といふやうな面について考究をして行く、そのために必要な或いは講習といふやうなものも積極的に行つて行くにいたしまして、極力この農村工業が健全に育つやうに私共としてはやつて参りたいと思つております。

それから市町村における指導技術員の問題でございませう、これは御承知の通り現在農業改良局に技術普及員といふ制度を設けておまして、いわゆるエキステンションの仕事はこの改良局の技術普及員によつてやつて行くといふことに相成つております。現状に

おきましては、まだこれが非常に不足をいたしております、一町村に一人といふものが完成をしております。それは本年においても二千五百人の予算が取れ、来年におきましても亦二千五百人といふことになつております。来年と申しますか、来年、再来年においてやつと一町村において一人づつ技術普及員が置かれる、こゝういふことに相成ると思ふのであります。我々といひましては、この技術普及員と相呼応いたしまして、その足らざる部分を補うために、やはり指導單位農協、又指導団体におきましても、持つておられますところの技術員がよくそれと協力いたしまして、お互に唇齒輔車の關係で、その技術が農家に完全に普及徹底するやうに強力に進めるといふやうな態勢を、今後共一層探つて行かなければならぬ、こゝういふやうに思つておるわけでありませう。

それから尙本改正によつて連合会が三本立に相成るわけでありませう、この三本立の統合を徹底的なものとして、これを強力に推し進めるのかどうかといふお話でございませう、これはさうではございませう、法律的にこの範圍まではこの統合を認めるといふわけでありませう、中央、地方において具体的な実情でこゝういふやうに統合して行くかどうかといふことは、すべてこれを結成するところの構成員、或いは農民諸君の自由な意思決定に委せたいと思ひます。従つて農家の自由意思によつて自分らの作つておる連合会が、この際合理化のために統合することが適當だといふことがすべての意見としてまとまり、その意見に基いて統合が促進されるならば、非常に結構なことであらうと思ひます。上から徒ら

に干渉がましく統合せよとかどうとかいうような行政官庁の干渉的な態度は取らないで飽くまで自主的な判断にこれを委ねるというような行き方で進みたいと思います。

○池田宇右衛門君 私はまだ二つの疑問があるのであります。

一つは私の最後の、町村における技術指導の助成には、まあ改良助長法によつておるのは大臣その他からしばしば答弁があつて聞いておりますが、曾て農村の更生をし、農村の経済の安定のために技術員の補助員といふことは、農学校出で技術員の補助員といふことは、少くも百戸或いは百五十戸に一人づつ配置いたしまして、徹底的の指導をいたしまして、それが芽を伸ばし、或いは強力なる賛成を得まして、農村の経済上の更生を……勿論生産上の非常なコストを高めたのであります。今日において、農村が不況の一步前に順次入るの際におきましては、一人くらの村の指導員が、如何に、どれ程飛んで歩いてもなく、この大きな態勢を、不況の波は乗切れるものではない。少くとも町村に協同組合が設置されまして、協同組合は指導陣におけるところの補助員のような者を相当作りまして、そうして如何に不況の次に来る大嵐の波を乗切るかという態勢を今こそ整えるときである。政府の要路にある者は少くとも一人や二人の者でその村がどうでもなるものではないといふことをよく認識いたしまして、先ず以て嵐の前に一つの手を打たなければならぬ。あの大きなキタイ台風のときにでも、三浦三崎の或る県会議員が、船と船との間に蓆を置いたり、古い蓆を入れましたので、あの何十艘の

船が一つも破損を来たさんで済んだというような一つの例もありますが、農村に今こそそうした強力なる態勢を農村自身の意思によつて築き上げるように御指導頂きたいというのが一つであります。

それから周東さんが農林大臣のときに曾て私が言つたのであります。九頭龍さんのごとき、頭ばかりの農業協同組合に都道府県は勿論、全国をしてしまつてどうして農村が立つのか、例えば長野県で申しますならば、会長、事務、常務で五人、それから十六郡あります。各郡に支部長一人ずつで、後は次長で結構あらゆる農業政策が徹底し、又充實されておつたのであります。八連合会もできてしまつて、六人ずつ、全体で四十八人、その次の郡において一組合に五人ずつといふにしても三十人、十六郡ですから四百八十人に、本部を加えて五百何人という役員ができてしまつた。僅か二十三人で済んだ役員が五百人も役員ができてしまつたから、指導どころではなく、補助のようには頭ばかりでつかなくなつてしまつて、無駄な経費が沢山そこに消費されてしまつた結果、いづれの協同組合連合会も御覧の通りであります。只今御言葉の中に民主的であるから、政府は三つと決めたが自主的に解決するといつても、これは拵えるときに強力に分割しておいて、今度統合するときには自主的に統合しろなんと言つても、一度人間の悪い癖と申しますか、或いはこれが感情の上に立つと申しますかどうか知りませんけれども、役員になつた方々がみずから農村の大事に際しまして、又現在の実情に即して、自分で辞退して、そうして統合

して真に農村の強力なる自営自活の堅実性を發揮させるといふような方は少いのであります。これは農業を解散さして直ちに再編成されて、こうしたふうには沢山に分割し、分割した結果非常な悪影響を来したといふふうなことを是正させるには、政治の力以外に何ものもないのであります。今こそ政治力を發揮いたしまして、農村の団体再編成に更に強力なる統合方法を、農村自体の自覚を促さなかつたならば、到底この問題は解決されません。早急に政治力を發揮して、真に農村のために政治力で統合方法を促すだけの決意ありや否やといふことを私はお聞きしたいのであります。どうか自主的に解決するなんて手ぬるいことを言わないうで、現在の日本の全農村を安定させるという強い決意があつたならば、こうした方法を、決心をこの際要する次第であります。

○委員長(橋見義男君) 大体農業協同組合法に關しまして、農林大臣に対する質疑は一応この程度にして置きます。それから農林省設置法の一部を改正する法律案が内閣委員会にかかつておりますが、恐らくこれはこの前の例に倣つて、内閣委員会では、この委員会の意向によつて態度を決めるということにならうと思ひますから、藤野委員から逐條質疑が済みまして、この方は五分が十分あつたらいいと思ひますから、合せてお聴取り頂くように予めお願いして置きます。

○藤野繁雄君 改正法第十條の第六項であります。主務大臣の指定する金融機関といふことは日銀である、こういふふうには説明されたのであります。

そういうふうには解釈していいかどうか確認したいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) その通りであります。

○藤野繁雄君 若し日銀であるといふしましたならば、信連は日銀の代理業務ができることになるのであります。さういふことになると、御趣旨の通りに、例えば日銀の代理業務といふことと、国税の徴収の事務でございまして、さういふことをやらす、或いは又別の金庫といふような役割をやらせたいといふような意味合を以ちましてかようなことを考へておりますわけでありませう。

○藤野繁雄君 若し県信連が代理業務ができるということであつたならば、県信連の更に代理たる町村の農協ができる、こう解して差支ないと思ひます。ありますが、さういふいたしましたならば、この法律の改正の結果、全国の信用事業を営んでおる農業協同組合は、日銀の代理業務ができると思ひまして差支ないかどうか、お尋ねいたしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君) これは古く昔からの問題でございしますが、現在のところではまださういふところまで単位の農協がさういふふうには代理業務をいたすところまでは、関係方面との話合はつかない状態です。

○藤野繁雄君 次は総会の前に往々にして加入者があつて、そのために役員選挙に非常な混乱を来す例が過去において多いのであります。加入脱退が自由であるから、総会の日までに加入した者に対しては権利を與えなくちやできないといふことになつて来るのであります。過去の事例から言つて、さつき申上げたように非常に役員選挙その他で問題が起つておるといふいたしましたならば、これに対する制限を考へておられるかどうか。私の考へたしましたならば、総会の招集状を發した時までに加入したものに對しては選挙権、被選挙権を與えるけれども、その後加入したものに對しては選挙権、被選挙権を與えないといふのが適當であらうと考へるのであります。この点どういふふうにお考へになつておられるか、お伺いしたいと思ひのであります。

○政府委員(藤田巖君) 協同組合の本來持つております加入脱退の自由の原則、これはやはり守つて行かなければならぬと思ひますが、只今お話のように総会が開かれる直前加入いたしました、総会の審議が非常に混乱されるといふような問題の予想せられるような組合につきましては、定款を以ちまして、只今お話のございましたように、一定の場合については議決権の制限をするといふふうなことは、定款の規定によつてやることは可能であるといふふうには思つております。

○藤野繁雄君 今局長のお話の通りであるといふいたしましたならば、私は局長にお願いしたいと思ひのであります。加入脱退は自由であるけれども、総会前の加入脱退はいろいろと問題を起す虞れがあるから、さういふふうな地方

においては選挙権及び被選挙権を定款で制限することができる。その定款例はこういうふうなものであるというところを各地方長官に通達を、知事に通達をして頂きたいと思うのであります。

次に委任状による代理投票ができるかできないか、こういうふうなことであります。農協の役員選挙規程第十一條によつて見ますと、左に掲ぐる投票は無効とする。その第五号に「選挙された人の氏名を自書しないもの」というふうなことで、総会は委任状によつて成立するが、投票権は委任状によつてはないというふうな各地方で解しておるようでありまして、どういふふうなこの点を解釈すればいいのであるか、お尋ねしたいと思うのであります。

○政府委員(藤田巖君) ちよつとそれにお答えいたします前に、前のことを補足して置きたいと思ひますが、私定款と申しましたが、或いはこの定款及び只今お話のございました役員選挙規定というのがございます。この中に先程申しましたような制限規定、それを置くことがいだらうかと思ひております。それから只今お話のございました十一條をもう一度ちよつとおつしやつて下さい。

○藤田巖雄君 農協役員選挙規定の第十一條には「左に掲ぐる投票は無効とする。その第五号に「選挙された人の氏名を自書しないもの」というふうな書いてありますから、総会は委任状によつて成立するが、その成立したところの総会に出て来て委任を受けたところのものは委任状による投票ができないというふうな現在書いてあるものであります。私は委任状を持つて

来たならば委任状によつて投票ができると、若し投票ができないような者が来て総会を成立させるといふことは、これは解釈の間違いであるところであるのであります。この点お伺ひしておるのであります。

○政府委員(藤田巖君) これは協同組合法の第十六條というのがございます。この議決権及び選挙権の規定があるのではありませんが、議決権及び選挙権について書き分けておるのであります。そしてこの議決権においては委任状でやることのできるわけでありまして、選挙権についてはこれは委任することのできないとかやうに法律で書いてあります。従つて只今の問題については、これはやはり役員の選挙権については委任によつては行い得ないとかやうに思つております。

○藤田巖雄君 いや、そういうふうになれば、法律問題になつて来るのであります。一方の方においては委任状によつて総会を成立させ、その成立に参加したところの委任状が役員選挙に対して選挙権がないといふことは片手落ちやないかと思ひます。それであつても現在政府は現在の解釈が正当であるところであると思ひます。お尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(藤田巖君) これはやはり議決権には総会の出席者というふうなことは認めるわけでありまして、役員の選挙権といふものについては、この協同組合法の全体を通じて非常に重要視しておるわけでありまして、みづから出席いたしました投票すると、こういうことでなければ、極端に申します

とそこいろいろの不正と申しますか、買収のようなことも起るといふふうなことも予想されるわけでありまして、従つてさうな意味からいたしまして、役員の選挙権といふものについて、はみづからこれを行うといふふうな建前を貫きます関係上、さうなことに相成つております。

○藤田巖雄君 次は……

○池田宇右衛門君 藤田さん、今の問題で、これは徹底しなければ……委員長、これは関連して……

○池田宇右衛門君 これは実際に行為しておるので、こういうことだつたのです。例えば委任状で総会を招集して……と。ところが或る一つの村が、千戸の一村が委任状を出して、百人な

ら百人……。その一村の中の一つの部落が五十人来た。あとの九部落が集まつてやはり五十人しか来なかつた。そのときに総会で以て役員選挙を行う。連記でいいかと言つて連記でいいと言へば、その五十人が打つて一丸となればあとの者はばらばらに入れるからして、五十人きりで役員を選挙してしまふことができる。或いは又委任状を出して置いて来なかつた部落が委任状を出していると言つて置いて来ないときに、今のような集まつた千戸において、百人来ればいいが、五十人来たとして、五十人来た部落の五人ずつが投票してしまへば、役員が偏つたものができる。これが實際事情で、私の信濃の農村でも去年の次官時代にこちらにいたときに、そういう偏頗な役員選出の方法を講ぜられてしまつた結果、村にふさわしくない人が出てしまふんです。悪利用して。それが今日の、さつき私が中心

人物の欠陥だと指摘した大きな原因もここにあらうのであります。これを藤田さんが委任状で総会ができるんなら、やつぱりその総会に委任状を持つて来た人に選挙権も賦與して、適當なるところの役員を出して、役員の中心人物を選出する方法をやると、ここに狙いどころがあるのをごいまして、若し今のような総会の招集は委任状でできる。あとは出席者でなければ役員の選挙ができないとなれば、今のような申合せの人物きり、もう真面目な、委任状を出した人は出席しないが、一定の出席者によつてかやうな悪結果が今日續出して、その選出された人が、いわゆる人心人物となつた人が信用がないからそこに預金が集まらない。又信用がないから指導も徹底しない。大きな農業協同組合の欠陥がここに露呈されているといふことを藤田さんが指摘して、委任状によつて総会が開かれたら、やはりその委任状によつて役員選挙もできるという方法を採れないかという問題であるから、研究の余地があると思ひます。十分に研究して頂きたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) お話のようになつて来ると、この規定を履行しようとしたならば、殆んど総会ができないといふことになつて来るのです。不可能のことを強いるような法律はこの際改むべきものではないか。例えて見ます。私は自分の県の或る一例であります。郡を区域として数千人の組合員があつたのであります。その者を総会に招集しようとして、設立後は加入脱退が自由であるから、いよく総会を招集しようとしたらば総会は成立しない、こういう実情であ

に、協同組合のうまく行くように、必要があればこれを改正して参りたい。かやうに思つております。

○藤田巖雄君 次は協同組合法第十六條第四項の、さつき局長が言われた代理権の問題であります。代理人は二人以上の組合員を代理することができない、こゝなつておるのであります。農業及び産業組合時代には二人以上といふやうなことでなかつたのであります。大きいところの市町村の農業協同組合だつたならば一人の代理権では総会が成立せず、運営上に非常に支障を来たすことが多いのであります。昔の總代会制度のやうな例によつて、何人以上の農業協同組合だつたら何人までを代理することができ、こゝういふやうなものを組合員の数に応じて取捨選択するといふやうに、規定がなくちやできないのじやなからうかと思ひます。二人以上が現状であります。将来もこれは進められるお考であるか。或いは組合員が多いところのものに對して何とか考えられる余地があるか。例えて見れば、全県区域の組合とか、一郡区域の組合とかいふものになつて来ると、この規定を履行しようとしたならば、殆んど総会ができないといふことになつて来るのです。不可能のことを強いるような法律はこの際改むべきものではないか。例えて見ます。私は自分の県の或る一例であります。郡を区域として数千人の組合員があつたのであります。その者を総会に招集しようとして、設立後は加入脱退が自由であるから、いよく総会を招集しようとしたらば総会は成立しない、こういう実情であ

と考へられて、組合員の数に依じて代理権を或る程度緩和される意思があるかどうか。これは緩和されないとするならば、大区域の単位組合というものは結局總會はすることができないという結論になつて来るのであります。この点お伺ひしたいと思つております。

○政府委員(藤田巖君) この協同組合法は御承知の通り飽くまでも農家の自主的な意思を尊重する、農家に自分らの作つた協同組合に積極的に関心を持たせて出させるというふうな趣旨が非常に強く出ておるのであります。従つてこの意味において余り沢山の者を代理するようなやり方を認めますと、何と申しますか、やはり少数の者で然るべく議事を進める、一般の者は分らなうちに決まつて行くというふうなことを予想してこの規定が置かれてあると考へるのであります。只今のお話のごさいますように、組合の中には事實上無理であるというふうな点はあるうかと存じます。かような点はその後の実施の経過も研究を進めて参りまして、若し甚だしく不合理である、不可能であるというふうな点がございすれば、よく研究をいたしまして適當にこれを直したい、かように思つております。

○藤田巖雄君 次は三十一條であります。これは岡村委員からも一度質問があつたのでありますが、産業組合、農業会の場合であつても理事の任期は三ヶ年、監事の任期は二ヶ年とする、かういふ規定があつたのであります。現在衆議院の任期が四ヶ年、県會議員、市町村會議員の任期が四ヶ年、知事、市町村長の任期が四ヶ年、こ

昭和二十五年五月十一日印刷

昭和二十五年五月十二日発行

いうふうになつておるのであります。又諸外国の協同組合の調査をやつて見まして、役員任期が一ヶ年といふのは私の知る範囲においては我が国一つであります。而もこの農業協同組合の役員任期が一ヶ年と決められた結果、すべての後でできたところの協同組合が役員任期が一ヶ年、かうなつております。ただ定款で定めれば二ヶ年までいいとなつております。が、一ヶ年となつておるのであります。

これが各委員からもたび／＼申上げておるうちに、農業協同組合の拡充強化を図られるとしたならば、一旦理事、監事に當選したならば専心組合の経営に従事することができるようになつたならば、農業協同組合の強化はできないのであります。私に言わせれば、役員任期を一ヶ年とするといふことを、三ヶ年に、或いは四ヶ年というふうなことにしなかつたならば、この改正法によつて政府は農業協同組合の強化を図ろうとしておられるけれど、強化はできないのだ、結論は役員任期を延ばすことであると固く信ずるのであります。過去約三ヶ年間の体験によつて、政府はやはり法律では一ヶ年とせなくちやできないという考を持つておられるのであるか、或いは近き将来において任期を改めようとする意思があるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君) 今回の改正法律案は、非常に時期が切迫をいたしておりましたので、緊急なものだけを拾ひまして提案をいたしましたのであります。役員任期なり、先程お話のございました選挙の問題等も、当然私共といたしまして一応考慮はいたしました点

であります。従つてこの点については速かに考究をいたしまして、次の来るべき適當な時期には、これを実情に即するよう修正をいたしたいとかやうに私共は考へております。

○委員長(楠見義男君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
池田宇右衛門君
藤野 繁雄君

委員 門田 定藏君
北村 一男君
深水 六郎君
柴田 政次君
加賀 操君
徳川 宗敬君
岡村文四郎君

國務大臣 農林大臣 森 幸太郎君
政府委員 經濟安定 西村 久之君
政務次官 平川 守君
農林事務官 藤田 巖君
農林事務官 山添 利作君
農林事務官 (農政局長) 藤田 巖君
農林事務官 (農地局長) 山添 利作君

説明員 經濟安定事務官 田中 卓也君
(産業資金課) 農林技官 打越顯太郎君
(農業協同組合部長) 農林技官 打越顯太郎君

参議院事務局

印刷者 印刷片